

<参考>

ほ場以外の樹木等の除草剤（使用場所：公園、駐車場、道路、宅地、堤とうなど）

（１）ほ場以外の樹木等に使用する除草剤について一般的注意事項

公園、駐車場、道路等で、植栽草木や街路樹等から離れた周辺地の雑草防除には、登録作物名が「樹木等」である除草剤を使用する。今般、農薬取締法に基づく登録を受けていない、非農耕地専用と称した除草剤が流通している。しかし、人が栽培する植物（樹木等）がある場所は非農耕地とは見なされず、非農耕地専用除草剤は使用できないため、農薬登録を取得している除草剤を使用しなければならない。

（２）使用に際しての注意事項

1. 使用前に必ずラベル等の記載事項を確認する。
2. 茎葉処理剤は、雑草に十分かかるように散布する。
3. 土壌処理剤は、土壌に均一に全面散布する。
4. 有用植物にかからないように散布する。また、粒剤などは樹幹から最低樹冠＋1 mの距離を離して散布する。
5. 茎葉処理剤は、散布6時間以内に降雨が予想されるときは、散布しない。
6. 散布器具は、作業終了後直ちに洗浄する。
7. 少量散布の場合は、専用少量ノズルを使用する。